

せいしん 代理人サービス

代理人サービスとは

ご本人さまがご病気等で店頭窓口に来店できない際、お支払いなどの預金手続きを、ご本人さまに代わり、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続きできるサービスです。

- その都度委任状を提出することなくお取引いただけます！

(ただし、ご本人さまおよび代理人さまの意思確認が困難な場合等、お取り扱いできない場合がございます。)



例えば

こんなご心配はありませんか？



ご本人さま

運転免許証を返納したので
「せいしん」に行くのが
大変…
どうしたらいいかしら…



代理人サービス なら

あらかじめお届けいただいた代理人さまが
預金取引を行うことができます！

もちろん、
預金者ご本人さまとの
お取引も引き続き可能です。



高齢の親の代わりにわたしが
預金を引き出せるのかな…



ご家族さま

くわしくは、お近くの「せいしん」へ



せいしん
静清信用金庫



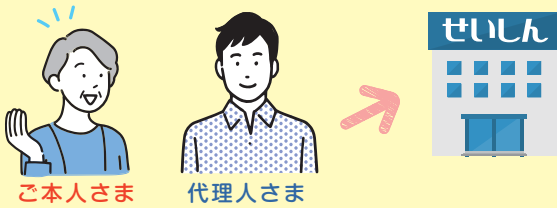
裏面もお読みください。



代理人サービス 利用に係る主な手順

「代理人サービス」申込

「代理人サービス利用申込書」をご提出いただきます



ご本人さまと代理人さま、一緒にご来店ください。

【お持ちいただくもの】

	ご本人さま	代理人さま
通 帳	○	—
届 出 印	○	○
顔写真付き本人確認書類	○	○
関係確認書類	お二人の関係が確認できる公的書類(戸籍謄本)	

代理人取引の開始



- 普通預金の入出金・振込が可能です。
- 1ヶ月の現金出金限度額は50万円です。
- お取引の都度、代理人さまのご本人確認を行います。

代理人サービス をご利用いただくこと…

あらかじめお届けいただいた代理人さまが預金取引を行うことができます！

ご本人の条件	満60歳以上の個人 ※申込時点で「意思・判断能力」に問題なく、自署できる方
代理人の条件	預金者ご本人の配偶者または推定相続人(1名のみ) ※ただし、相続人不存在など、状況に応じて預金者ご本人が認めた場合は三親等まで受け入れ可能
対象の代理取引	普通預金の入出金・振込
代理人との取引	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の都度、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)をご持参ください。 ・お支払いの際は、代理取引にかかる根拠となる書面(請求書や領収書等)の提示をお願いすることがあります。また、取引に対し疑念や不審な点がある場合は、取引をお断りする場合があります。
取扱手数料	無料(ただし、各種お手続きに所定の手数料がかかる場合があります。)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・既に法定後見制度等の公的制度や民間の身元保証支援サービス等を利用されている場合はお申込みいただけません。 ・取扱は預金者ご本人の取引店(原店)のみとなります。
サービスを停止する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・預金者ご本人または代理人の死亡 ・預金者ご本人または代理人の意思・判断能力の喪失(成年後見制度の開始があった場合や「意思・判断能力が喪失した旨の診断書」が提示された場合等) ・代理人が行う取引に疑念や不審点がある場合 ・その他、当金庫がサービスの提供が相当でないと判断した場合